

 $JFRL = \neg \neg \neg \neg Vol.7 \quad No.26 \quad Oct. \quad 2023$ 

# 令和4年度に設定あるいは改正された 農薬等残留基準について

#### はじめに

食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下、農薬等)に関する基準値は、 毎年度リスク評価に伴う見直し、農薬取締法に係る新規農薬等の登録申請あるいは新規の農 作物への適用拡大申請をうけて新規設定及び変更がなされています。また、基準値の変更だ けでなく、規制対象物質の変更等も示されています。

本稿では、JFRL ニュース 2019 年 6 月号(Vol. 6 No. 19)で紹介したものと同様に、令和 4 年度に設定あるいは改正された農薬等残留基準についてポイントをまとめました。

# 令和 4 年度に食品,添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)が設定あるいは改正された農薬等

- 令和 4 年 5 月 20 日 (生食発 0520 第 1 号)
  - 1. 一部の食品において、基準値の設定又は変更のみがあった品目 ウニコナゾール P (植物成長調整剤), オキサチアピプロリン (殺菌剤), カズサホス (殺虫剤), ピリベンカルブ (殺菌剤), フェナザキン (殺虫剤/殺ダニ剤), ブロフラニリド (殺虫剤) 及びペンディメタリン (除草剤)。
- 令和 4 年 8 月 10 日 (生食発 0810 第 1 号)
  - 1. ピランテル及びモランテル(殺虫剤/合成抗菌剤)

暫定基準の見直しからリスク評価がなされました。「ピランテル」又は「モランテル」に対して設定されていた残留基準値が削除され、「ピランテル及びモランテル」として残留基準値が設定されました。残留基準値の対象は、加水分解により MAPA【ルメチル-1,3-プロパンジアミン】に変換される残留物をモランテルに換算したものとされました。

2. ポリオキシン D 亜鉛塩 (殺菌剤/抗生物質), ポリオキシン複合体 (殺菌剤/殺虫剤/抗生物質)

農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定依頼及び暫定基準の見直しからリスク評価がなされました。「ポリオキシン」に対して設定されていた残留基準値が削除され、「ポリオキシン D 亜鉛塩」又は「ポリオキシン複合体」として残留基準が設定されました。「ポリオキシン D 亜鉛塩」は、ポリオキシン D の標準品を用いて測定したものとされました。なお、ポリオキシン複合体もポリオキシン D の測定によって検出される可能性があることから、残留基準値を超えた検出がみられた場合は、ポリオキシン複合体の検査を実施する等、ポリオキシン複合体の使用履歴等について十分に確認することとされました。また、「ポリオキシン複合体」は、ポリオキシン B の標準品を用いて測

定したものとされました。なお、ポリオキシンDもポリオキシン複合体の測定によって 検出される可能性があることから、残留基準値を超えた検出がみられた場合は、ポリオ キシンDの検査を実施する等、ポリオキシンDの使用履歴等について十分に確認するこ ととされました。

3. 一部の食品において、基準値の設定又は変更のみがあった品目 スピノサド(殺虫剤/外部寄生虫駆除剤), スルホキサフロル(殺虫剤), ピラフルフェン エチル (除草剤) 及びベンチアバリカルブイソプロピル (殺菌剤)。

#### - 令和 4 年 8 月 30 日 (生食発 0830 第 1 号)

1. 一部の食品において、基準値の設定又は変更のみがあった品目 エトキサゾール(殺虫剤),トリフルミゾール(殺菌剤),1-ナフタレン酢酸(植物成長 調整剤)、フロメトキン(殺虫剤)、ペルメトリン(殺虫剤)、ベンタゾン(除草剤)及びメ トミノストロビン (殺菌剤)。

# • 令和 4 年 10 月 26 日 (生食発 1026 第 1 号)

1. アフィドピロペン (殺虫剤)

農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定依頼,畜産物への基準値設 定依頼及び「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針につ いて」(以下, IT 指針)に基づく基準値設定要請からリスク評価がなされ,一部の食品に 残留基準値が設定又は変更されました。また,「その他のスパイス(根又は根茎に限 る) に設定されていたアフィドピロペンの残留基準値が削除され、「その他のスパイ ス」として残留基準値が設定されました。

2. ピコキシストロビン (殺菌剤)

農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼からリスク評価がなされ、一 部の農産物で残留基準値が設定又は変更されました。また、「大豆油」に設定されていた 残留基準値は削除されました。なお、「大豆油」でピコキシストロビンが検出された場合 は、当該加工品の加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、「大豆」の残留基準値へ の適・不適を確認することとされました。

3. 一部の食品において、基準値の設定又は変更のみあった品目 シアントラニリプロール(殺虫剤),シフルトリン(殺虫剤),テトラニリプロール(殺 虫剤),フルフェノクスロン(殺虫剤),ペンシクロン(殺菌剤)及びルバベグロン(アン モニアガス排泄の抑制)。

## • 令和 4 年 11 月 22 日 (生食発 1122 第 1 号)

1. フェンピロキシメート(殺虫剤)

農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼及び IT 指針に基づく基準値設 定要請からリスク評価がなされ、一部の食品で残留基準値が設定又は変更されました。 「フェンピロキシメート」は、農産物にあってはフェンピロキシメート、畜産物にあっ てはフェンピロキシメート及び代謝物 D【(E)-4-[(1,3-ジメチル-5-フェノキシピラゾー ル-4-イル)メチレンアミノオキシメチル]安息香酸】をフェンピロキシメートに換算した ものの和とされました。また、「その他の野菜」に設定されていた残留基準値は削除さ れ,「その他の野菜(ずいきに限る)」及び「その他の野菜(ずいき, もやし, れんこん を除く)」として残留基準値が設定されました。

# 2. フルエンスルホン (殺線虫剤)

IT 指針に基づく基準値設定要請からリスク評価がなされ、一部の農産物で残留基準値 が設定又は変更されました。また,「その他のスパイス」に設定されていた残留基準値は 削除され,「その他のスパイス(根又は根茎に限る)」として残留基準値が設定されまし た。

3. 一部の食品において、基準値の設定又は変更のみがあった品目 エトフェンプロックス(殺虫剤)、テトラコナゾール(殺菌剤)、ナイカルバジン(合成 抗菌剤/抗原虫剤)及びフロラスラム(除草剤)。

#### 令和5年2月14日(生食発0214第1号)

1. フェンピラザミン (殺菌剤)

農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼からリスク評価がなされ、一 部の食品で残留基準値が設定又は変更されました。「フェンピラザミン」は、農産物にあ ってはフェンピラザミン,畜産物にあってはフェンピラザミン及び代謝物 B【5-アミノ-1,2-ジヒドロ-2-イソプロピル-4-(o-トリル)ピラゾール-3-オン】をフェンピラザミンに 換算したものの和とされました。

## 2. フロニカミド (殺虫剤)

農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼からリスク評価がなされ、一 部の食品で残留基準値が設定又は変更されました。「フロニカミド」は、農産物及びその 加工品にあってはフロニカミド,代謝物 C【N-(4-トリフルオロメチルニコチノイル)グリ シン】及び代謝物 E【4-トリフルオロメチルニコチン酸】をフロニカミドに換算したもの の和, 畜産物にあってはフロニカミド, 代謝物 D【4-トリフルオロメチルニコチンアミ ド】及び代謝物 E をフロニカミドに換算したものの和とされました。また,「スペアミン ト」、「ペパーミント」及び「その他のハーブ(スペアミント及びペパーミントを除 く。)」に設定されていたフロニカミドの残留基準値は削除され、「その他のハーブ」とし て残留基準値が設定されました。

3. 一部の食品において、基準値の設定又は変更のみあった品目 アシノナピル(殺ダニ剤)、トリフロキシストロビン(殺菌剤)、フェナリモル(殺菌 剤),フルキサメタミド(殺虫剤)及びペンチオピラド(殺菌剤)。

## - 令和 5 年 3 月 23 日 (生食発 0323 第 1 号)

- 1. 一部の食品において、基準値の設定又は変更のみがあった品目 スルファチアゾール(合成抗菌剤),トルクロホスメチル(殺菌剤),ピリフルキナゾ ン (殺虫剤)、ホスチアゼート(殺虫剤)及びメパニピリム(殺菌剤)。
- 2. 「食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質」と規定された品目 ニタルソン (寄生虫駆除剤/合成抗菌剤), ニフルスチレン酸ナトリウム (合成抗菌 剤)及びロキサルソン(寄生虫駆除剤/合成抗菌剤)。

# 令和4年度に対象外物質に追加された農薬等

安息香酸(飼料添加物/食品添加物),アブシシン酸(植物成長調製剤)及びくん液蒸留酢 酸(殺菌剤)が食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが 明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質に追加されました。

# 令和4年度に暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、現行の規制対象及び基準値を維持 するとされた農薬等

アンピシリン(抗生物質),バシトラシン(抗生物質),フェノキシメチルペニシリン(抗 生物質)、塩化ジデシルジメチルアンモニウム(消毒剤)、オルトジクロロベンゼン(消毒 剤), クロキサシリン (抗生物質), エンラマイシン (抗生物質), グリカルピラミド (内部寄 生虫駆除剤),ジアベリジン(合成抗菌剤)及びチオプロニン(肝臓疾患用剤)。

#### おわりに

規格基準告示で改正された残留基準値は告示日から適用されますが、改正前よりも残留基準 値が低くなる場合は告示の日から起算して 1 年を経過した日から適用となります(不検出とさ れる農薬等の成分である物質は6ヶ月)。

弊センターでは最新情報に基づいて農薬等の残留基準改正に伴う変更に対応いたしており ます。規制対象物質及び食品毎の基準値の変更などご不明な点等がございましたら適宜お問合 わせ下さい。

# 参考資料

厚生労働省 食品中の残留農薬等 施行通知

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/shokuhin/zanryu/sek outsuchi.html, (参照 2023-10-10)